

**事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための
取組について
(参考資料)**

(1) 「主要な経営指標等の推移」/「直前三事業年度の財産及び損益の状況」

事業報告

※以下は経団連ひな型^注をベースとした開示の例

(企業集団の財産及び損益の状況)

区 分	第〇期	第〇期	第〇期	第〇期 (当連結会計年度)
売上高 (十億円)				
当期純利益 (十億円)				
一株当たり当期純利益 (円)				
総資産又は純資産 (十億円)				

共通の用語で記載
が可能であることを
明確化

【参考】会社法施行規則第二百二十条 (抜粋)

(株式会社の現況に関する事項)

第二百二十条 前条第一号に規定する「株式会社の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項（当該株式会社の事業が二以上の部門に分かれている場合にあっては、部門別に区別することが困難である場合を除き、その部門別に区別された事項）とする。

六 直前三事業年度（当該事業年度の末日において三事業年度が終了していない株式会社にあつては、成立後の各事業年度）の財産及び損益の状況

2 株式会社が当該事業年度に係る連結計算書類を作成している場合には、前項各号に掲げる事項については、当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の現況に関する事項とすることができる。この場合において、当該事項に相当する事項が連結計算書類の内容となつていときは、当該事項を事業報告の内容としないことができる。

(注) 一般社団法人日本経済団体連合会
『会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型』(改訂版)』

有価証券報告書

※以下はFASFひな型^注をベースとした開示の例

連結経営指標等

回次	第72期	第73期	第74期	第75期	第76期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (百万円)	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
経常利益 (百万円)	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
包括利益 (百万円)	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
純資産額 (百万円)	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
総資産額 (百万円)	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
1株当たり純資産額 (円)	XXX.XX	XXX.XX	XXX.XX	XXX.XX	XXX.XX
1株当たり当期純利益金額 (円)	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX
自己資本比率 (%)	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X
自己資本利益率 (%)	X.X	X.X	X.X	X.X	X.X
株価収益率 (倍)	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△X,XXX	△X,XXX	△X,XXX	△X,XXX	△X,XXX
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
従業員数 (人)	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
〔外、平均臨時雇用人員〕	〔 XXX〕	〔 XXX〕	〔 XXX〕	〔 XXX〕	〔 XXX〕

(注) 公益財団法人財務会計基準機構 「有価証券報告書の作成要領」

(2) 「事業の内容」／「主要な事業内容」

有価証券報告書

第一部 企業情報

第1 企業の概況

開示府令第二号様式記載上の注意(27) 事業の内容 (抜粋)

a 届出書提出日の最近日（以下「最近日」という。）現在における提出会社及び**関係会社において営まれている主な事業の内容**、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、セグメント情報（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を**事業系統図等**によって示すこと。

なお、セグメント情報に記載された区分ごとに、**当該事業に携わっている主要な関係会社の名称**を併せて記載すること。

b 提出会社と提出会社の関連当事者（提出会社の関係会社を除く。）との間に継続的で緊密な事業上の関係がある場合には、**当該事業の内容**、当該関連当事者の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を**事業系統図等**に含めて示すこと。

開示府令第二号様式記載上の注意(28) 関係会社の状況 (抜粋)

a 最近連結会計年度に係る提出会社の関係会社（非連結子会社、持分法を適用していない関連会社を除く。以下（28）において同じ。）について、**親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に分けて、その名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容**、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容（例えば、役員兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。）を記載すること。ただし、重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載することに止めることができる。

第5 経理の状況

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の十 (抜粋)

（関連当事者との取引に関する注記）

第八条の十 財務諸表提出会社が関連当事者との取引（当該関連当事者が第三者のために当該財務諸表提出会社との間で行う取引及び当該財務諸表提出会社と第三者との間の取引で当該関連当事者が当該取引に関して当該財務諸表提出会社に重要な影響を及ぼしているものを含む。）を行つている場合には、その重要なものについて、次の各号に掲げる事項を関連当事者ごとに注記しなければならない。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合は、この限りでない。

- 一 **当該関連当事者が会社等の場合には、その名称、所在地、資本金又は出資金、事業の内容**及び当該関連当事者の議決権に対する当該財務諸表提出会社の所有割合又は当該財務諸表提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合

〃の部分について、投資家の理解が容易になる観点から、まとめて記載した上で、当該個所を参照する旨の記載を行うことが可能であることを明確化

〃の部分について、系統図以外の図や表等の形式により、企業の実態に応じて分かりやすく示すことが可能であることを明確化

(3) 「関係会社の状況」／「重要な親会社及び子会社の状況」

事業報告

会社法施行規則第二百十条（抜粋）

（株式会社の現況に関する事項）

第二百十条 前条第一号に規定する「株式会社の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項（当該株式会社の事業が二以上の部門に分かれている場合にあっては、部門別に区別することが困難である場合を除き、その部門別に区別された事項）とする。

七 **重要な親会社及び子会社**の状況

共通の記載が可能であることを明確化

有価証券報告書

※以下はFASFひな型をベースとした開示の例

【関係会社の状況】

(1) 親会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関係内容
〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	XX, XXX	〇〇〇〇	(被所有) XX. X	当社発電機既製品の一部を製造している。 なお、当社に対し建物を賃貸している。 役員の兼任等・・・無

(2) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関係内容
〇〇電子㈱	〇〇〇 〇〇〇	X, XXX	〇〇〇〇	XX. X (XX. X)	業務委託契約に基づき、当社電子製品の一部を製造している。 なお、当社所有の建物を賃貸している。 役員の兼任等・・・有
㈱〇〇セラムックス	〇〇〇 〇〇〇	X, XXX	〇〇〇〇	XX. X (XX. X) [XX. X]	当社発電機既製品の一部を製造している。 なお、当社に対し建物を賃貸している。 役員の兼任・・・X名、転籍・・・X名
~~~~~	~~~~	~~~~	~~~~	~~~~~	~~~~~
その他 XX社					

# (4) 「従業員の状況」／「使用人の状況」

## 事業報告

### 会社法施行規則第二百十条（抜粋）

（株式会社の現況に関する事項）

第二百十条 前条第一号に規定する「株式会社の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項（当該株式会社の事業が二以上の部門に分かれている場合にあっては、部門別に区別することが困難である場合を除き、その部門別に区別された事項）とする。

二 当該事業年度の末日における主要な営業所及び工場並びに**「使用人の状況」**

2 株式会社が当該事業年度に係る連結計算書類を作成している場合には、前項各号に掲げる事項については、**「当該株式会社及びその子会社から成る企業集団」**の現況に関する事項とすることができる。この場合において、当該事項に相当する事項が連結計算書類の内容となっているときは、当該事項を事業報告の内容としないことができる。

- ①「使用人の状況」と「従業員の状況」について、「従業員」という用語を用いた共通の記載が可能であることを明確化
- ②連結会社について記載した、共通の記載が可能であることを明確化

## 有価証券報告書

※以下はFASFひな型をベースとした開示の例

### 【従業員の状況】

#### (1) 連結会社の状況

平成 29 年 3 月 31 日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
〇〇	X, XXX [ XXX]
~~~~~	~~~~~
全社（共通）	XXX [XXX]
合計	X, XXX [XXX]

(2) 提出会社の状況

平成 29 年 3 月 31 日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
X, XXX [XXX]	XX. X	XX. X	X, XXX, XXX

セグメントの名称	従業員数（人）
〇〇	X, XXX [XXX]
~~~~~	~~~~~
全社（共通）	XXX [ XXX]
合計	X, XXX [ XXX]

# (5) 「経営上の重要な契約等」/「事業の譲渡」等

## 事業報告

### 会社計算規則第二百十条（抜粋）

（株式会社の現況に関する事項）

第二百十条 前条第一号に規定する「株式会社の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項（当該株式会社の事業が二以上の部門に分かれている場合にあっては、部門別に区別することが困難である場合を除き、その部門別に区別された事項）とする。

五 当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る。）

- ハ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割
- ニ 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受け
- ホ 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該株式会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継
- ヘ 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

開示の要否について相違がないことを明確化

## 有価証券報告書

### 開示府令第二号様式記載上の注意(34) 経営上の重要な契約等（抜粋）

a 最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度。以下（34）において同じ。）の開始日から届出書提出日までの間において、**吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合**には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況（中略）等について記載すること。

b 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、**重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合**には、その概要について記載すること。

c 連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。

d 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、**株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合**には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件（中略）等について記載すること。

e 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、**吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合**には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況（中略）等について記載すること。

# (6) 「主要な設備の状況」／「主要な営業所及び工場」の状況

## 事業報告

### 会社法施行規則第二百十条（抜粋）

（株式会社の現況に関する事項）

第二百十条 前条第一号に規定する「株式会社の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項（当該株式会社の事業が二以上の部門に分かれている場合にあっては、部門別に区別することが困難である場合を除き、その部門別に区別された事項）とする。

二 当該事業年度の末日における**主要な営業所及び工場並びに使用人の状況**

2 株式会社が当該事業年度に係る連結計算書類を作成している場合には、前項各号に掲げる事項については、**当該株式会社及びその子会社から成る企業集団**の現況に関する事項とすることができる。この場合において、当該事項に相当する事項が連結計算書類の内容となっているときは、当該事項を事業報告の内容としないことができる。

## 有価証券報告書

※以下はFASFひな型をベースとした開示の例

(1) 提出会社			設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数(人)
事業所名(所在地)	セグメントの名称	建物及び構築物		機械装置及び運搬具	土地(面積千㎡)	リース資産	その他	合計	
○工場(○県○市)									
……									

(2) 国内子会社			設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数(人)
会社名	事業所名(所在地)	セグメントの名称		建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地(面積千㎡)	リース資産	その他	
……									

(3) 在外子会社			設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数(人)
会社名	事業所名(所在地)	セグメントの名称		建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地(面積千㎡)	リース資産	その他	
……									

① 連結会社について記載した、共通の記載が可能であることを明確化

② 業種特性に応じた記載を行うことができることを明確化

# (7) 「大株主の状況」／上位十名の株主に関する事項

## 事業報告

### 会社法施行規則第二百二十二条

(株式会社の株式に関する事項)

第二百二十二条 第一百九条第三号に規定する「株式会社の株式に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

- 一 当該事業年度の末日において、**発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の数の割合**が高いことにおいて上位となる十名の株主の氏名又は名称、当該株主の有する株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。）及び**当該株主の有する株式に係る当該割合**。
- 二 前号に掲げるもののほか、株式会社の株式に関する重要な事項

## 有価証券報告書

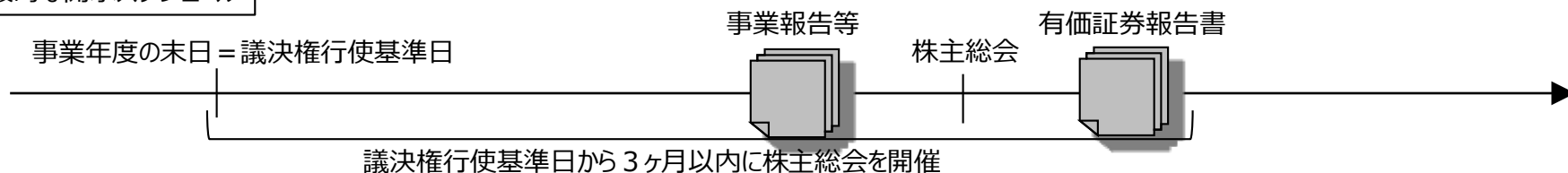
【大株主の状況】(25)

年 月 日現在

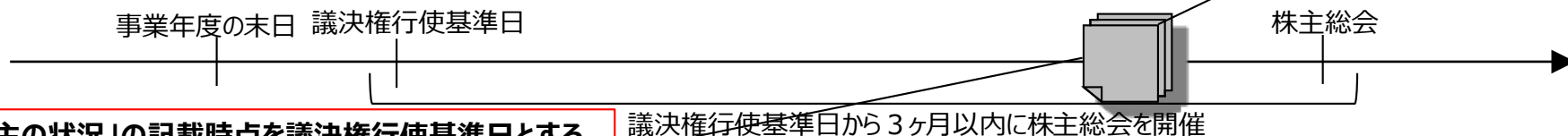
氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
計	—		

①分母から自己株式を控除することで共通化

### 現行の一般的な開示スケジュール



### 定時株主総会を決算日から3ヶ月を超えた日に設定した上で、事業報告等と有価証券報告書を一体的に開示する場合



②「大株主の状況」の記載時点を議決権行使基準日とすることを可能とすることで、株主の確定が一度で済むようになる



# (8) 「ストックオプション制度の内容」／「新株予約権等に関する事項」

## ① 有価証券報告書内における見直し

### 有価証券報告書

#### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

【ストックオプション制度の内容】①

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

【新株予約権等の状況】②

	事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

#### 第5 経理の状況

※以下はFASFひな型をベースとした開示の例

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

(科目名)	前連結会計年度	当連結会計年度

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	.....	XXXX年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)		
株式の種類別のストック・オプションの数(株)		
付与日		
権利確定条件		
対象勤務期間		
権利行使期間		

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数	.....	XXXX年 ストック・オプション
権利確定前(株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後(株)		
前連結会計年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

②単価情報

権利行使価格		
行使時平均株価		
付与日における公正な評価単価		

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

- ①使用した評価技法
- ②主な基礎数値及び見積方法

	XXXX年 ストック・オプション
株価変動性	
予想残存期間	
予想配当	
無リスク利率	

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

①「ストックオプション制度の内容」及び「ライツプランの内容」を「新株予約権の状況」に統合  
②開示府令の様式の表を撤廃し、一覧表形式で記載することを可能に

③ストックオプションについて、財務諸表外(左側)において、財務諸表注記(右側)の記載の参照を可能に

④事業年度末から変更が無い場合には、その旨を記載することで、省略を可能に

# (8) 「ストックオプション制度の内容」／「新株予約権等に関する事項」

## ② 事業報告と有価証券報告書における記載の共通化

### 事業報告

#### 会社法施行規則第二百二十三条

(株式会社の新株予約権等に関する事項)

第二百二十三条 第一百九条第四号に規定する「株式会社の新株予約権等に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 当該事業年度の末日において当該株式会社の会社役員（当該事業年度の末日において在任している者に限る。以下この条において同じ。）が当該株式会社の新株予約権等（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限る。以下この号及び次号において同じ。）を有しているときは、次に掲げる者の区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要及び新株予約権等を有する者の人数

イ 当該株式会社の取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除き、執行役を含む。）

ロ 当該株式会社の社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）

ハ 当該株式会社の監査等委員である取締役

二 当該株式会社の取締役（執行役を含む。）以外の会社役員

二 当該事業年度中に次に掲げる者に対して当該株式会社が交付した新株予約権等があるときは、次に掲げる者の区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要及び交付した者の人数

イ 当該株式会社の使用人（当該株式会社の会社役員を兼ねている者を除く。）

ロ 当該株式会社の子会社の役員及び使用人（当該株式会社の会社役員又はイに掲げる者を兼ねている者を除く。）

三 前二号に掲げるもののほか、当該株式会社の新株予約権等に関する重要な事項

### 有価証券報告書

役員の区分について、事業報告における区分に基づいて記載することで、共通の記載が可能であることを明確化

#### 【ストックオプション制度の内容】(7)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

#### 【新株予約権等の状況】(8)

	事業年度末現在 (年月日)	提出日の前月末現在 (年月日)
新株予約権の数		
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

# (9) 「役員の状況」／会社役員「地位及び担当」並びに「重要な兼職の状況」

## 事業報告

### 会社法施行規則第二百一十一条（抜粋）

（株式会社の会社役員に関する事項）

第二百一十一条 第一百九条第二号に規定する「株式会社の会社役員に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社でない株式会社にあつては、第六号に掲げる事項を省略することができる。

一 会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限る。次号、第三号、第八号及び第九号並びに第二百二十八条第二項において同じ。）の氏名（会計参与にあつては、氏名又は名称）

二 会社役員「**地位及び担当**」

八 当該事業年度に係る当該株式会社の会社役員（会計参与を除く。）の「**重要な兼職の状況**」

## 有価証券報告書

【役員の状況】⁽³⁶⁾

男性 名 女性 名 （役員のうち女性の比率 %）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
					計	

③兼職の範囲について、共通の記載が可能であることを明確化

①「地位」と「役名」について、共通の記載が可能であることを明確化

②「担当」の内容は、「職名」又は「略歴」の欄に記載できることを明確化

# (10) 「社外役員等と提出会社との利害関係」／社外役員の重要な兼職に関する事項

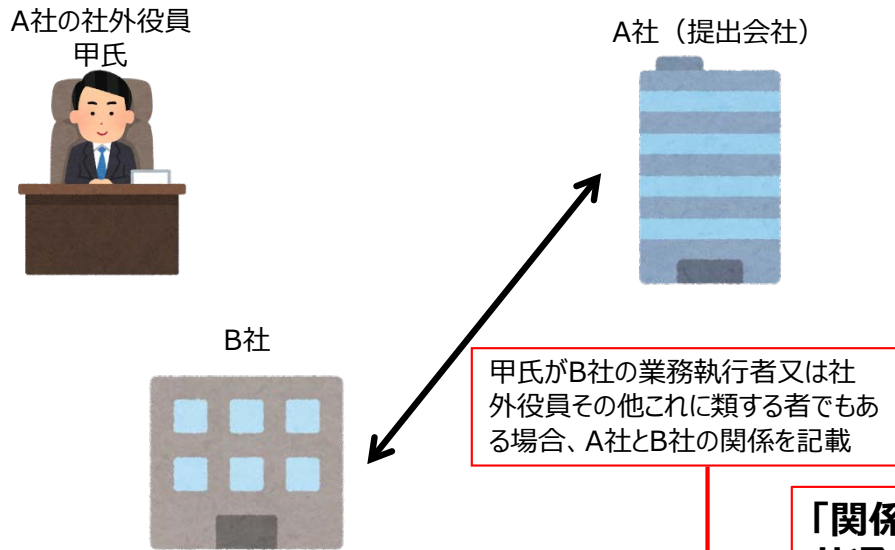
## 事業報告

### 会社法施行規則第二百二十四条（抜粋）

（社外役員等に関する特則）

第二百二十四条 会社役員のうち社外役員である者が存する場合には、株式会社の会社役員に関する事項には、第二百十一条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 **社外役員**（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限る。次号から第四号までにおいて同じ。）が**他の法人等の業務執行者であることが第二百十一条第八号に定める重要な兼職に該当する場合は、当該株式会社と当該他の法人等との関係**
- 二 **社外役員が他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが第二百十一条第八号に定める重要な兼職に該当する場合は、当該株式会社と当該他の法人等との関係**



「関係」の内容につき、共通の記載が可能であることを明確化

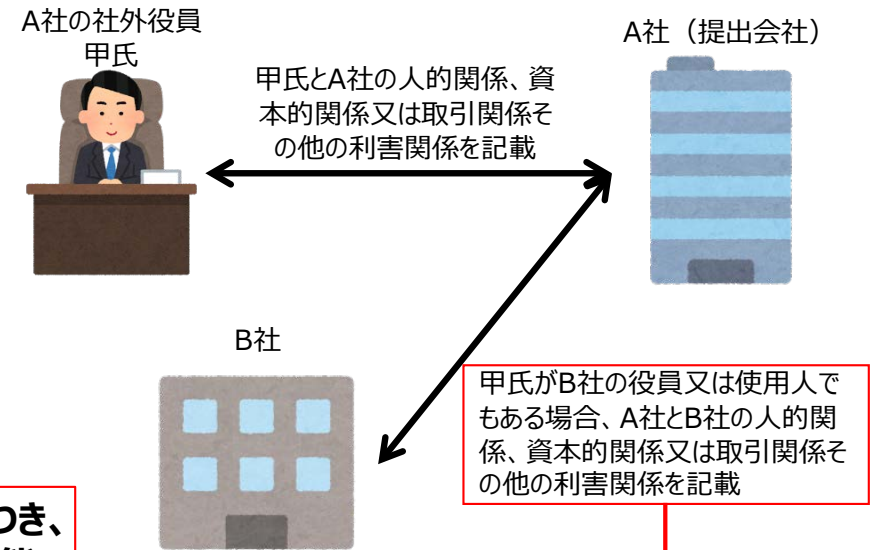
## 有価証券報告書

### 開示府令第二号様式記載上の注意(57) コーポレート・ガバナンスの状況（抜粋）

(c)社外取締役又は社外監査役を選任している場合には、社外取締役及び社外監査役の員数並びに各社外取締役及び社外監査役につき、提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

### 開示ガイドライン5-19-2

開示府令第二号様式記載上の注意(57)のaの(c)に規定する「提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係」には、**社外取締役又は社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係が含まれることに留意する。**



# (11) 「社外取締役の選任に代わる体制及び理由」／「社外取締役を置くことが相当でない理由」

## 事業報告

### 会社法施行規則第二百二十四条（抜粋）

（社外役員等に関する特則）

第二百二十四条 2 事業年度の末日において監査役会設置会社（大会社に限る。）であつて金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、株式会社の会社役員に関する事項として、第二百十一条に規定する事項のほか、**社外取締役を置くことが相当でない理由**を事業報告の内容に含めなければならない。

## 有価証券報告書

### 開示府令第二号様式記載上の注意(57) コーポレート・ガバナンスの状況（抜粋）

(c) (前略) 社外取締役又は社外監査役を選任していない**場合には、その旨及びそれに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由**を具体的に記載すること。

共通の記載が可能であることを明確化

# (12) 「役員報酬等」／「会社役員報酬等」

## 事業報告

### 会社法施行規則第二百一十一条（抜粋）

（株式会社の会社役員に関する事項）

第二百一十一条 第一百九条第二号に規定する「株式会社の会社役員に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社でない株式会社にあつては、第六号に掲げる事項を省略することができる。

四 当該事業年度に係る会社役員報酬等について、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 会社役員全部につき取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。イ及びハにおいて同じ。）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額を掲げることとする場合 取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び員数

ロ 会社役員全部につき当該会社役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合 当該会社役員ごとの報酬等の額

ハ 会社役員一部につき当該会社役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合 当該会社役員ごとの報酬等の額並びにその他の会社役員についての取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び員数

五 当該事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった会社役員報酬等（前号の規定により当該事業年度に係る事業報告の内容とする報酬等及び当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容とした報酬等を除く。）について、同号イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

六 各会社役員報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要

### 会社法施行規則第二百二十四条（抜粋）

（社外役員等に関する特則）

第二百二十四条 会社役員のうち社外役員である者が存する場合には、株式会社の会社役員に関する事項には、第二百一十一条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を含むものとする。

五 当該事業年度に係る社外役員報酬等について、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 社外役員全部につき報酬等の総額を掲げることとする場合 社外役員報酬等の総額及び員数

ロ 社外役員全部につき当該社外役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合 当該社外役員ごとの報酬等の額

ハ 社外役員一部につき当該社外役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合 当該社外役員ごとの報酬等の額並びにその他の社外役員についての報酬等の総額及び員数

六 当該事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった社外役員報酬等（前号の規定により当該事業年度に係る事業報告の内容とする報酬等及び当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容とした報酬等を除く。）について、同号イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

## 有価証券報告書

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)						
監査役 (社外監査役を除く)						
社外役員						

有価証券報告書の記載を基礎として社外役員を社外取締役と社外監査役に区分することで、共通の記載が可能であることを明確化

# (13) 「監査公認会計士等に対する報酬の内容」/「各会計監査人の報酬等の額」及び「株式会社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」

## 事業報告

### 会社法施行規則第二百二十六条（抜粋）

第二百二十六条 株式会社が当該事業年度の末日において会計監査人設置会社である場合には、次に掲げる事項（株式会社が当該事業年度の末日において公開会社でない場合にあっては、第二号から第四号までに掲げる事項を除く。）を事業報告の内容としなければならない。

二 **当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額**及び当該報酬等について監査役（監査役会設置会社にあっては監査役会、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）が法第三百九十九条第一項の同意をした理由

八 株式会社が法第四百四十四条第三項に規定する大会社であるときは、次に掲げる事項

イ **当該株式会社の会計監査人である公認会計士（公認会計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。）又は監査法人に当該株式会社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（当該事業年度に係る連結損益計算書に計上すべきものに限る。）**

## 有価証券報告書

### 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (円)	非監査業務に基づく報酬 (円)	監査証明業務に基づく報酬 (円)	非監査業務に基づく報酬 (円)
提出会社				
連結子会社				
計				

**共通の記載が可能であることを明確化**

# (14) 財務諸表及び計算書類の表示科目

## 計算書類

### 会社計算規則 第七十四条（抜粋）

（資産の部の区分）

第七十四条 3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる資産 流動資産

ト 商品

チ 製品、副産物及び作業くず

リ 半製品

ヌ 原料及び材料

ル 仕掛品及び半成工事

ロ 消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品

## 有価証券報告書

### 【貸借対照表】

	前事業年度	当事業年度
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		
受取手形		
貸倒引当金		
受取手形(純額)		
⋮		
商品及び製品		
仕掛品		
原材料及び貯蔵品		
⋮		

有価証券報告書と共通の記載が可能であることを明確化（赤囲み部分は例）



# (15) 財務諸表及び計算書類の1株当たり情報に関する注記

## 計算書類

※以下は経団連ひな型をベースとした開示の例

1株当たり純資産額                   ××× 円   ×× 銭

1株当たり当期純利益               ××× 円   ×× 銭

共通の用語で記載が可能であることを明確化

### 【参考】会社計算規則第百十三条

(一株当たり情報に関する注記)

第百十三条 一株当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。

- 一 一株当たりの純資産額
- 二 一株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額（連結計算書類にあっては、一株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は当期純損失金額）
- 三 株式会社が当該事業年度（連結計算書類にあっては、当該連結会計年度。以下この号において同じ。）又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して前二号に掲げる額を算定したときは、その旨

## 有価証券報告書

※以下はFASFひな型をベースとした開示の例

(1株当たり情報)

	前連結会計年度	当連結会計年度
1株当たり純資産額		
1株当たり当期純利益金額		
潜在株式調整後 一株当たり当期純利益金額		

(注)算定上の基礎

項目	前連結会計年度	当連結会計年度
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)		
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
(うち……………)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)		
(うち支払利息(税額相当額控除後)(百万円))		
(うち……………)		
普通株式増加数(千枚)		
(うち転換社債(千株))		
(うち新株予約権(千株))		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		